

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

児童ホーム入所申請受付について

大和高田市では、放課後等に保護者が仕事などの理由により、家庭で適切に保育を受けられない児童に対し、生活の場を与えることで、その健全な育成を図ることを目的として、『児童ホーム』を開設しています。

入所資格

大和高田市立小学校に通学する1年生から6年生までの児童で、保護者（またはこれにかわる者）の就労状況、健康上の理由などにより、放課後などに家庭で適切に保育を受けられない児童であること。

受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

受付場所

大和高田市役所 保育幼稚園課（2階）

受付時間

午前9時00分から午後4時30分まで（土・日・祝日の受付はありません。）
12月11日（木）・18日（木）の両日については、午後8時まで受付時間を延長します。

提出書類

	必要書類	特記事項
1	入所申請書	入所を希望する子どもひとりにつき1通の申請書が必要です。
2	保育理由証明書	入所を希望する理由に応じて、 <u>保護者の方全員分の保育理由証明書【A】～【F】（保育理由証明書【C】は欠番です。）</u> のうち該当する書類を提出してください。 <u>65歳未満（入所予定日現在）の祖父母と同居されている場合、祖父母の方の保育理由証明書についても提出が必要です。</u> ※保育理由については次ページをご参照ください。 ※証明書は、証明日が令和7年10月1日以降のものに限ります。（なお、受付期間後の申請の場合、申請日の直近2か月以内のものに限ります。）
3	入所に関する承諾書	
4	児童ホーム利用調整基準	ホームで定員を超える申込みがあった場合、ホームごとに利用調整を実施します。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整点数の高い方から入所者を決定します。
5	帰宅方法に関する承諾書 （※任意提出）	※事情により <u>保護者以外</u> の方が迎えに来られる場合、あるいは児童個人で帰宅することがある場合は提出してください。

※1, 3, 4, 5の書類は、入所する子どもの人数分必要です。

新規利用・継続利用を問わず、令和8年度の入所を希望する方は、受付期間中に申込みをしてください。令和8年4月に小学校入学予定の児童についても同様です。

入所を希望する理由

保護者の方全員に【表1】の1～6のいずれかの理由が必要です。

また、65歳未満（入所予定日時点）の祖父母と同居されている場合、祖父母の方の保育理由が必要です。

理由の証明のため、【表2】に記載の書類を提出していただきます。

【表1】

	入所を希望する理由	利用可能な期間
1	就労（月に48時間以上の就労を常態とされている場合に限る）	就労している期間
2	妊娠・出産	出産月とその前後2か月を含めた5か月間
3	疾病・傷病	保育が困難と認められる期間
4	障害	保育が困難と認められる期間
5	就学・職業訓練	学校等を卒業または修了する日まで
6	看護・介護	看護・介護が必要と認められる期間

入所を希望する理由別の必要書類一覧

入所を希望する理由に応じて、申請時に必要書類を提出してください。

（保育理由証明書D・E・Fが必要な場合は保育幼稚園課までお問い合わせください。）

【表2】

	入所を希望する理由	必要添付書類	備考
1	居宅外で就労されている方 ※単身赴任の方も含みます。 内職をしている方 （予定を含む）	保育理由証明書A（就労及び 内定証明書）	保育理由証明書Aの記載には、就労している方は事業主による証明が必要です。 内職をしている方は発注者による証明が必要です。
	自営（自宅外自営、親族経営等の 自営を含む）の場合 ※農林水産産業を営んでいる方 も含みます。		
	会社の経営者又は代表者の方		
2	出産前後の方	保育理由証明書D（傷病・心 身障害・出産証明書）	保育理由証明書Dの記載には、主治医による証明が必要です。
3	保護者が病気療養中の方		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しが必要です。
4	保護者が障害をお持ちの方		
5	保護者が学校に在学中の方	保育理由証明書E（就学証明 書）	保育理由証明書Eの記載には、就学先による証明が必要です。
	職業訓練学校等へ通学の方		
6	保護者が看護・介護している方	保育理由証明書F（看護【介 護】証明書）	保育理由証明書Fの記載には、被看護者の状況に応じて以下の3つのうちいずれか1つが必要です。 ○障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ○要介護認定を受けている方…介護保険証の写し ○その他の方…被看護者の主治医による証明 また、いずれの場合でも、看護者・被看護者以外の者の証明も併せてが必要です。

入所できる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

開設時間等

○開設日および開設時間

小学校の授業又は行事がある日：放課後から午後7時00分まで

学校休業日（土曜日・夏休み・冬休み等）：午前7時30分から午後7時00分まで

○休所日

日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

費用等

○保育料は、出席日数にかかわらず、同一家族の児童1人目は月額4,000円、2人目以降は月額2,500円を徴収します。また、延長保育（午後6時から午後7時までの保育）の利用を希望する場合は、別途延長保育料月額1,000円が発生します。なお、生活保護を受給されている方を対象とした減免制度があります。減免を受けるには、別途申請が必要です。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。

○児童ホーム傷害保険（年額800円）に加入していただきます。

○事故等により急を要する場合は医師の手当てを受けさせますが、その際の費用は当該児童の保護者負担となります。

○児童ホームでの保育時間中に児童が備品等を破損させた場合、保護者に費用を負担していただきます。

ホームをお休みする場合

月単位でホームを休まれる場合は、必ずお休みされる月の前月末日までに保育幼稚園課へ「休所届」を提出してください。休所届が提出された期間は、保育料は発生しませんが、期限までに提出されない場合は、保育料が発生いたしますのでご注意ください。

入所希望者が急増しており、空き待ちをされる方もいることから、連続して休所できる期間は2か月間といたします。3か月以上連続しての休所はできません。

ホームを退所する場合

ホームを退所する場合は、必ず退所される月の前月末日までに保育幼稚園課へ「退所届」を提出してください。期限までに提出されない場合は、保育料が発生しますのでご注意ください。

その他

- ・学校給食がない日及び学校休業日はお弁当をお持ちください。
- ・児童が体調不良となった時、ホームには静養スペースがありませんので、早急にお迎えに来ていただくようお願いします。
- ・児童ホーム周辺は駐車禁止区間やスクールゾーンで車両が進入禁止になっている時間帯等がありますので、やむを得ず車等で送迎する際は、十分にご確認ください。

入所の申請にあたって

次の事柄について承諾の上、申込んでいただきますようお願いいたします。

- ①受付期間内に申込みのあった方を優先します。
先着順ではありません。
- ②受付期間内に申込みのあった児童については、極力入所していただけるよう努めますが、次の場合には入所いただけない場合があります。
 - ・定員以上の申込みがあり、入所可能な人員を超えている場合
(利用調整基準に基づき選考し、入所を決定します。その場合、受け入れ体制が整うまで、待機していただくことがあります。)
 - ・重大な疾病や障害があり、集団活動に耐えられないと判断される場合
(体験入所により判断することがあります。)
 - ・児童及び保護者の行為が、管理運営上、不適当と認められる場合
- ③入所の際に、年額 800 円の傷害補償制度に加入していただきます。補償の内容等は、入所が決まった方にお知らせいたします。
- ④近年、入所申込みが急増しているため、入所後 3 か月以上連続して休所される児童については、特別な事情がない限り退所していただきます。再度入所をご希望の際は、新たに入所申込みをしてください。
また、保育料を 2 か月分以上滞納された場合は、退所していただくことがあります。
- ⑤書類等に不備がある場合は、受付できない場合があります。
※申込みの際、未納の児童ホーム保育料がある場合は、完納されるまで入所決定を延期することがあります。

入所の決定について

入所が決定した方には 2 月上旬に『児童ホーム利用承諾通知書』を送付します。通知が届いた方は、必ず 2 月中に保育幼稚園課に来所いただき、入所手続きを行ってください。手続き時にお渡しする『連絡票』は、入所日までに児童ホームへ提出いただくものです。その際、新規利用の方は、入所児童と一緒に児童ホームへお越しください。

選考の結果、落選となった方には『児童ホーム利用承諾保留通知書』を送付します。当該年度中の受け入れが可能となり次第、順次『児童ホーム利用承諾通知書』を送付し、入所の案内をいたします。

【問い合わせ先】

大和高田市大字大中 9 8 番地 4
大和高田市役所 **こども・健康部**
保育幼稚園課
電話 0745-22-1101 (内線 **2656**)